

公立大学法人和歌山県立医科大学業務委託総合評価落札方式実施要綱

制 定 平成 22 年 11 月 24 日

最終改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する委託業務（以下「業務」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（以下「会計規則」という。）、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（以下「契約事務規程」という。）及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、契約事務規程第 20 条の 2 の規定（第 24 条により準用される場合を含む。）に基づき、入札価格その他の条件が法人にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第 3 条 総合評価落札方式により入札を行うことができる業務は、その目的又は性質から会計規則第 3 2 条の規定により難しいものとして、落札者の決定にあたって、価格のほか、入札参加者の有する技術力やサービス向上の提案も考慮しなければ著しく品質の低下を招く恐れがあると理事長が認めた業務とする。

(入札公告等)

第 4 条 法人は、総合評価落札方式により入札しようとするときは、契約事務規程に定めるもののほか次の各号に掲げる事項について公告又は通知をするものとする。

(1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な業務提案（以下「業務提案」という。）の内容及び提出期限等

(2) 第 6 条に規定する落札者決定基準

(3) その他必要と認める事項

(業務提案)

第 5 条 法人は、必要に応じ、総合評価を行う際に必要な業務提案を入札者に提出させることができるものとする。

2 業務提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第 6 条 法人は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第 7 条 前条に規定する評価基準は、第 3 条で規定する業務ごとに定める実施要項により別に定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 8 条 法人は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札候補者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意

見が述べられたときは、落札候補者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価の方法)

第9条 第6条に規定する評価の方法は、当該入札者の入札価格を点数化したもの（以下「価格評価点」という。）と各評価項目の得点を合計したもの（以下「技術評価点」という。）を合算して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって評価する加算方式とする。

加算方式

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- 2 価格評価点と技術評価点の配点割合は1対1とする。
- 3 価格評価点は、次の算定方式により算定することとする。

価格評価点＝配点×（1－入札価格／予定価格）

- 4 法人は、前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法で評価することができるものとする。
- 5 評価方法は、学内に設置された公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経るものとする。

(評価審査委員会の設置)

第10条 法人は、総合評価落札方式を適正に実施するため、業務ごとに評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、第8条の学識経験者等をもって組織するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、業務ごとに別に定めるものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 法人は、落札者決定基準により総合評価を行い評価値の最も高い者を落札候補者とした上で、審査委員会の議を経て落札者を決定するものとする。

- 2 法人は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。
- 3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない法人の職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第12条 法人は、落札決定後すみやかに落札者、落札額、総合評価の点数、審査項目及び評価の基準毎の点数並びに評価要旨、技術評価委員について公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページ及び閲覧により公表するものとする。

(苦情申立等)

第13条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を法人に対し求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、業務に係る総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月24日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。